

第 5 5 回綾瀬市都市計画審議会議事録

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

綾瀬市都市部都市計画課

1 日 時 令和6年10月21日(月)

午後2時から午後4時まで

2 場 所 窓口棟3階 315会議室

3 議 題

第76号 綾瀬都市計画生産緑地地区の変更について

第77号 相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更について

4 報 告

第8回線引き見直しについて

5 出席委員 13名

会 長 加 藤 孝 明

副会長 加 藤 仁 美

委 員 古 塩 貞 夫

委 員 平 本 康 雄

委 員 古 市 正

委 員 武 藤 俊 宏

委 員 水 谷 俊 輔 (代理：宮舘課長)

委 員 池 田 六 大 (代理：川田工務担当部長)

委 員 森 田 仁 志 (代理：細貝警部補)

委 員 大 藏 智恵子

委 員 太 田 淑 夫

委 員 奥 山 登茂子

委 員 山 口 明 美

5 欠席委員 2名

6 市出席者 (都市部) 岸部長

7 事務局 (都市計画課) 小原参事兼課長、矢部主任技師、加藤主事
(みどり公園課) 小池参事兼課長、藤原主幹、大野主事

【会長】

それでは、第55回綾瀬市都市計画審議会を開会いたします。

まず、諸事項について報告いたします。本日の案件につきましては、綾瀬市都市計画審議会会則第3条の規定により、公開となります。傍聴についてでございますが、傍聴人は1名でございます。ただ今から傍聴人を入場させますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

（ 傍聴人入場 ）

それではここで、綾瀬市都市計画審議会の公開に関する取扱要領に基づき、傍聴の方へ傍聴いただく上での注意を事務局から申し上げます。

【事務局】

それでは、傍聴される際の注意事項を申し上げます。

配付された傍聴券は、会場を退場するまで所持し、会場を退場する際は担当職員に返却してください。

会場内では、静粛に傍聴してください。

会場内で発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないでください。

張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動はしないでください。

ビデオ等による撮影、録音はしないでください。

携帯電話、スマートフォンの電源は切ってください。

みだりに席を離れないでください。

その他審議会の進行を妨げる行為をしないでください。

なお、正常な審議会の進行を確保するため、これに反する行為があった場合は、会長より退場を命じることがございますので、御承知おきください。注意事項は以上でございます。

【会長】

また、今回につきましては、傍聴人の数が上限5名に達しておりませんので、審議

会途中で傍聴希望があった場合には、議事進行を一時中断し、傍聴人を入場させますので、御了承願います。

【会長】

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、綾瀬市都市計画審議会会則第7条第3項により、「武藤委員及び山口委員」を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第2の「議題」に入らせていただきます。

「議題 第76号 綾瀬都市計画生産緑地地区の変更について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、「議題第76号 綾瀬都市計画生産緑地地区の変更について」御説明させていただきます。

タブレット資料の切り替えをお願いいたします。資料は「⑤議題第76号 説明資料」になります。

資料を切り替えいただけましたでしょうか。

なお、説明の中で御案内いたしますが、計画書や図面等については、資料③議案書及び④図面集からも確認できますので、適宜、資料を切り替えて御確認いただければと思います。それでは説明に入らせていただきます。

ページを進めていただき2ページを御覧ください。

まず、生産緑地地区の概要について御説明いたします。

生産緑地地区制度は、市街化区域内において、農林漁業と調和した都市環境の保全などの生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、各種公共公益施設のための多目的保留地として位置づけて、計画的に保全しようとするものでございます。生産緑地地区に追加されますと、農地を適正に管理しなければならないといった管理の責務や、住宅等の建築物を建てることができないといった規制を伴います。反面、生産緑地地区となることで、宅地並み課税から農地並み課税へと、税が軽減されます。現在、綾瀬市では、112箇所、約19.2ヘクタールを生産緑地地区に指定しております。

ページを進めていただき3ページを御覧ください。

次に、生産緑地地区を変更する場合の手続きについて御説明いたします。生産緑地地区の変更には、主に指定面積が増加する追加・拡大と、指定面積が減少する廃止・縮小がございます。

追加・拡大については、年に1回相談窓口を開設し、今年度につきましては令和6年5月7日から5月21日まで相談窓口を設置し、追加指定申出はございませんでした。

次に、生産緑地地区の廃止・縮小の手続きについてですが、廃止・縮小については、生産緑地法第8条に基づく公共施設用地に供された場合と、同法第10条に基づく生産緑地指定後30年を経過した場合若しくは農業の主たる従事者が死亡又は故障等により営農が困難になった場合の2つのケースがあります。

生産緑地法第8条に基づく手続きについては、生産緑地地区が道路などの公共施設用地に供される場合、公共施設を設置しようとするものが市長に対しその旨を通知します。その後、所有権移転登記、公共施設等の設置がされます。都市計画変更手続きは公共用地になることが確定した段階で行うこととし、所有権移転登記以降に都市計画変更を行います。

ページを進めていただき4ページを御覧ください。

生産緑地法第10条に基づく手続きについては、生産緑地指定後30年を経過した場合若しくは農業の主たる従事者の死亡又は故障等により営農が困難になった場合は、所有者等が市長に対して買取り申出を行い、市が買い取らない場合にはその後、他の農業従事者への買取りのあっせんを行います。あっせんが成立しない場合には、生産緑地法における生産緑地地区の行為の制限が解除されます。その後、都市計画手続きを行い、都市計画変更を行います。

都市計画手続きは、年に1回行っておりますので、生産緑地地区の買取りの申出書が提出された段階で、委員の皆様には事前に情報提供をしております。

ページを進めていただき5ページを御覧ください。

それでは、本日の諮問案件について御説明させていただきます。

スクリーンまたは図面集2ページを御覧ください。今回の生産緑地地区の変更は6箇所ございまして、公共施設用地への転用に伴う縮小が1箇所、主たる従事者の死亡に伴う廃止が5箇所でございます。

こちらが、総括図になりまして、今回変更する生産緑地地区の位置を赤の丸印で表

示しております。地図の上から蓼川三丁目地内の箇所番号 8、深谷上六丁目地内の箇所番号 68、深谷中二丁目地内の箇所番号 172、173、174 を廃止、落合北四丁目地内の箇所番号 97 を縮小する変更を行います。

ページを進めていただき 6 ページを御覧ください。

それでは、各箇所の内容について御説明いたします。

まず、箇所番号 97 について御説明いたします。スクリーンまたは図面集 3 ページを御覧ください。赤枠で示している区域が変更後の生産緑地地区の区域になります。位置は落合小学校の東側になります。当該箇所は平成 4 年に指定した箇所で、当該生産緑地地区北側に接する道路の拡幅工事のため、令和 6 年 1 月に生産緑地法第 8 条第 4 項に基づく生産緑地地区内行為通知書が提出されました。所有権移転登記をする際、登記面積と実測面積の錯誤が判明し、面積は増加しますが、都市計画としては縮小するものでございます。当初指定面積は 1,760 平方メートルですが、実際の生産緑地面積は約 1,800 平方メートルでしたので、実測とは約 60 平方メートルの誤差がありました。そのうちの約 40 平方メートルが道路用地となりますので、面積は約 20 平方メートル縄伸び分増加します。

ページを進めていただき 7 ページを御覧ください。

次に、箇所番号 8 について御説明いたします。スクリーンまたは図面集 4 ページを御覧ください。黄色枠で示している区域が変更する生産緑地地区の区域になります。位置は北の台小学校の東側になります。当該箇所は平成 4 年に指定した箇所で、主たる従事者の死亡により、指定地区の全部の区域について、生産緑地法第 10 条による買取り申出が行われましたが、その申し出の日から起算して三カ月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されました。そのため、都市計画として 2,720 平方メートルを廃止するものでございます。

ページを進めていただき 8 ページを御覧ください。

次に、箇所番号 68 について御説明いたします。スクリーンまたは図面集 5 ページを御覧ください。黄色枠で示している区域が変更する生産緑地地区の区域になります。位置は綾瀬小学校の西側になります。当該箇所は平成 4 年に指定した箇所で、主たる従事者の死亡により、指定地区の全部の区域について、生産緑地法第 10 条による買取り申出が行われましたが、その申し出の日から起算して三カ月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されました。そのため、都市計画として 990 平方メ

ートルを廃止するものでございます。

ページを進めていただき 9 ページを御覧ください。

次に、箇所番号 172、173、174 について御説明いたします。スクリーンまたは図面集 6 ページを御覧ください。黄色枠で示している区域が変更する生産緑地地区の区域になります。位置はハンディホームセンター綾瀬店の東側になります。当該箇所は 3 箇所ともに平成 6 年に指定した箇所で、主たる従事者の死亡により、指定地区の全部の区域について、生産緑地法第 10 条による買取り申出が行われましたが、その申し出の日から起算して三カ月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、都市計画として、箇所番号 172 は 2, 240 平方メートル、箇所番号 173 は 1, 310 平方メートル、箇所番号 174 は、2, 070 平方メートルを廃止するものでございます。

ページを進めていただき 10 ページを御覧ください。

只今スクリーンで示しておりますのが、今年 9 月時点の現地写真でございます。箇所番号 97 については従前通り農業が行われております。赤い枠で囲われているところが縮小する部分です。道路所管課からは今年の 11 月頃道路拡幅工事を着手する予定と聞いております。

箇所番号 8 は現在は土地利用がされておられません。また、箇所番号 68、172、173、174 についてはすでに土地利用がされており、現在宅地造成工事中です。

ページを進めていただき 11 ページを御覧ください。

以上の内容を議案書に整理しましたので、議案書で御説明いたします。スクリーン又は「議案書」2 ページの計画書を御覧ください。今回は、落合北四丁目地内において、箇所番号 97 の区域を縮小、蓼川三丁目地内において、箇所番号 8 の区域を廃止、深谷上六丁目地内において、箇所番号 68 の区域を廃止、深谷中二丁目地内において、箇所番号 172、173 及び 174 の区域を廃止し、生産緑地地区の面積を約 18.3 ヘクタールに変更いたします。

ページを進めていただき 12 ページを御覧ください。

次に、理由書について御説明いたします。「議案書」3 ページまたはスクリーンを御覧ください。

この理由書に記載されている内容については、これまでに各箇所について御説明させていただいておりますので、記載内容の要点のみ御説明いたします。

まず、箇所番号 97 については、公共施設の敷地の用に供されることによる生産緑地地区の縮小、箇所番号 8、68、172、173、174 については、農業の主たる従事者の死亡による生産緑地地区の廃止となっています。

以上が今回生産緑地地区を変更する理由でございます。

ページを進めていただき 13 ページを御覧ください。

続きまして、「議案書」4 ページ、またはスクリーンの新旧対照表を御覧ください。今回の変更により市内の生産緑地地区の総面積は、約 19.2 ヘクタールから約 0.9 ヘクタール減少し、約 18.3 ヘクタールになります。また、箇所数は 112 箇所から 5 箇所減り、107 箇所になります。

ページを進めていただき 14 ページを御覧ください。

都市計画変更の手続きといたしましては、只今スクリーンでお示ししております、本年 7 月 17 日、県へ法定協議書を提出し、8 月 20 日に異存ない旨の回答があり、協議が終了しました。その後、9 月 6 日から 9 月 20 日までの 2 週間、法定縦覧を行いましたが、縦覧者 0 名、意見書 0 通でした。本日都市計画審議会で諮問・答申いただき、告示は 11 月頃を予定しております。

ページを進めていただき 15 ページを御覧ください。

次に、特定生産緑地についてです。生産緑地地区は、先ほど御説明させていただいたとおり、原則農地以外の土地利用は出来ませんが、指定から 30 年を経過すると、いつでも買取申出を行うことができるようになり、生産緑地地区を解除し、農地以外の土地利用が可能になります。

しかし、生産緑地地区は、災害時の防災空間や雨水浸透機能などの多様な機能を発揮するグリーンインフラとして、「都市にあるべきもの」として位置づけられていることから、保全を図っていく必要があります。

このようなことから、指定から 30 年を迎える生産緑地地区を対象に、営農期間を 10 年間延長し、良好な都市環境を保全することを目的として「特定生産緑地制度」が創設されました。

特定生産緑地の指定については、生産緑地地区の都市計画決定の告示の日から起算して、30 年を迎える前に特定生産緑地の指定を受ける必要があります。指定に際しては、生産緑地法第 10 条の 2 に基づき、生産緑地地区の利害関係人の同意を得るとともに、都市計画審議会の意見を聞き、指定を行うこととされております。

今年6月に30年を迎えた生産緑地5箇所については、昨年11月の都市計画審議会で、審議を行ったため、今回審議の対象となる生産緑地は無く、今年度新たに特定生産緑地に指定するものはございません。

また、令和7年度に30年を迎える生産緑地は1箇所、令和7年秋頃の都市計画審議会で諮る予定です。

ページを進めていただき16ページを御覧ください。

最後に、生産緑地と特定生産緑地の指定箇所数の推移について御説明させていただきます。スクリーンのグラフで青色が生産緑地の箇所数の推移を表しております。生産緑地は平成4年に初めて指定され、当初指定されたのは149箇所でした。その後、主たる従事者の死亡等の理由で営農ができなくなるなど、年々数が減り、令和6年には107箇所となり右肩下がりとなっています。次に、グラフのオレンジ色が特定生産緑地の指定箇所の推移となりまして、令和4年に初めて指定され、当初指定されたのは92箇所でした。令和5年にはさらに指定数が増え、96箇所となりましたので、特定生産緑地の指定箇所数は今後増加し、右肩上がりになると思われます。これらを踏まえ、今後生産緑地の数と特定生産緑地の指定箇所数は同数になることが想定され、いずれすべての生産緑地が特定生産緑地に指定されると推測されます。市といたしましては、特定生産緑地制度を積極的に活用し、指定後30年が経過したあとも引き続き、生産緑地の保全を図っていくことが今後の良好な都市環境の向上につながると考えております。

以上が議題第76号「綾瀬都市計画生産緑地地区の変更について」の説明となります。

【会長】

ありがとうございました。縮小に関しては非常にわかりにくいかもしれませんが、図面としては縮小していますが、数字としては増えているということで、当初は実際の面積より少し小さく指定がされていたということです。

それでは、御質問等ある方は、御発言をお願いします。なお、発言の際は、挙手をいただきますようよろしくお願いします。

それでは、御質問等がありますでしょうか。

【太田委員】

16 ページに、指定箇所の変移というものが、示されていますが、委員の皆さんは多分箇所数よりも面積の方が関心があるかと思います。私たちは、生産緑地がどれだけ減っていくのかということに関心があって、箇所数はあまり関係ないような気がします。箇所数を示しているのはどのような背景でしょうか。

また、2 つ目に、箇所番号 97 は実際の面積が大きかったという御説明があったと思います。都市計画変更上は縮小ですが数字上は面積が大きくなるということは、税金を納めてない部分があるかと思いますが、そういうものは納税の面で遡って考えるのか、過去の分は良しとするのか、行政としてどのような判断をするのでしょうか。

次に、3 つ目に、主たる従事者の死亡というのがありますが、これは主たる従事者が死亡してももちろん相続がされているので、親族の方が営農できるような、働きかけなどはされてるのでしょうか。

最後に 4 つ目ですが、特定生産緑地について、なるべく緑を保っていくというお話がありましたが、その間は実際は休耕田といいますか、作物をつくらなくて良い期間があっても良いのでしょうか、そのあたりはどのようなルールになっているのでしょうか。

【事務局】

1 つ目の御質問について、平成 4 年度の当初指定が 149 箇所、23.7 ヘクタールでその後、平成 5 年、平成 6 年と徐々に指定が増えたり、あるいは平成 4 年度に指定したところが農業の従事者が亡くなって減ったりと、全体面積の増減を繰り返して今に至りますが、今回の変更後の状況が、107 箇所の 18.3 ヘクタールということになっておりますので、当初の指定からは減少しているイメージで考えていただきたいと思います。

【会長】

1 箇所当たりの面積が、そんなに差がないとすると、箇所数と面積は大体対応しているということですね。

【事務局】

2つ目の税金についての御質問ですが、当初は、正確な測量をせずに、登記をしている状況でした。今回道路用地として買収するということで、境界確認をして面積を測量しなおしたため、面積が増えているということになりますが、税金については登記簿の面積で計算します。今回分筆した部分は測量しなおした面積で登記をしているのでその面積で、税金がかかるという形になります。

【会長】

過去に遡ることはないということですね。一般論でいうと、面積が小さめに登記されていることのほうが圧倒的に多いですね。しかも昔であればあるほど、小さいことが多いです。

【事務局】

3つ目の、買取申出があった際、営農を続けられるように働きかけがあるかという御質問ですが、買取申出の申請の際、申請者の方に買取りの理由を書いていただきますが、その中で基本的には後継者がいないということが前提で申請がされております。あとは税金対策で、どうしても売却しなければならないという理由が多いと感じております。また、農業委員会に、農業従事者の方が買い取って生産緑地を維持していただけないかということで、あっせんの依頼はしておりますが、今まで、このあっせんで、ほかの農業従事者の方が維持していくという実績はございません。

4つ目の、特定生産緑地の農地としての保全について、農地として肥培管理をしていただくということで、作物の休耕の時期に特定生産緑地では無くなるなど、休耕地になることはございません。場所によっては、周辺の方の情報や、市で現地を回った際に、雑草が茂っている状態になっている等の場合は所有者等に話をして、再度耕作をお願いするような形をとっております。

【会長】

特定生産緑地になると10年間営農的利用をしなければいけない。ただ、生産緑地の制度が出来た時と現在では、市街地の中の農地の扱いがかなり変わっていて、昔は全ての市街化区域内の農地は、宅地になるべきものであるという考えだったんですよ

ね。ところが今はそうではなくて都市生活を豊かにするために、必須のものであるという考えに変わっています。以前は消えていく前提だったものが今はそうではなくて、ちゃんと意味を持って残していくものであり、それに伴ってこの特定生産緑地制度というものが出来たということなんですね。

ただ、10年間の延長に際しては、基本的には営農的利用なんですけど、都市生活を豊かにするための土地なので、それ以外の使い方をしても良いんですよね。ただし、営農に関わる形ということで、そのあたりを少し説明いただけますか。

【事務局】

営農については、先程のお話のとおり、生産緑地が宅地化すべきものから、あるべきものになってきたということで、それに伴い国も生産緑地を、維持保全しやすくするために、生産緑地法の改正を行っております。まずは、10年延伸される特定生産緑地の創設、それと、生産緑地は元々500平方メートル以上の農地でないと指定出来ませんでしたが、条例改正をし、500平方メートルから300平方メートルまで引下げられるということになり、綾瀬市におかれましても、令和3年3月23日に、生産緑地地区の指定面積を300平方メートル以上としております。また、生産緑地内の施設の制限を緩和するという事で、今までは、営農に必要で、生活環境の悪化をもたらすおそれのない温室とか、農機具の収納施設などに限定されておりました。しかし、農業者の収益性を高める施設として、許可が必要になりますが、直売所や農家レストランなどを設置することが可能になっております。

【会長】

制度的には生産緑地を残しやすくしているということと、以前は農業用の農地だから必ず農業をやらなければいけませんでしたけど、今はそれに加えて、直売場の農家レストランや市民農園など、都市生活を豊かにするような、農業的な土地利用であれば良いということになったのですね。

【太田委員】

家庭菜園として貸すのも良いのでしょうか。

【事務局】

貸すことも可能です。

【平本委員】

貸すのは可能ですが、買うのは出来ないですね。

【事務局】

買うことは出来ません。

【平本委員】

倉庫を移転したいけど、農業従事者や農業法人でないと買えないなど、地方や神奈川県内の一部地域で、問題になっているそうです。

【会長】

あとは10年間の延長なので、いずれまた10年後に、同じ問題が生じるということですね。それまでにきっと国の方も、現状を見据えて、新しい制度的な工夫をするに違いないと期待しています。

他に御質問ありますでしょうか。

【会長】

御質問等が無いようですので、質疑を終了し、採決いたします。

議題第76号 綾瀬都市計画生産緑地地区の変更について原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

【会長】

挙手全員です。よって、議題第76号 綾瀬都市計画生産緑地地区の変更については原案どおり可決することに決定いたします。

事務局から、答申書（案）についてスクリーンに示してください。

【会長】

事務局から答申書（案）の朗読をお願いします。

【事務局】

「答申書(案)」を朗読させていただきます。

綾瀬都市計画生産緑地地区の変更について（答申）

令和6年10月3日付け綾都計第29号で諮問のありましたことについては、次のとおり答申します。

綾瀬都市計画生産緑地地区の変更につきましては、審議の結果、妥当なものと認めます。

以上でございます。

【会長】

只今、事務局が朗読しました議題第76号の答申書（案）でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】

それでは、この（案）を消し、答申書とします。

次に、この答申について、事務局より説明願います。

【事務局】

ただ今、御審議いただきました答申書につきましては、会長印を押印し、事務局から本日付けで市長に提出させていただきます。以上です。

【会長】

事務局より答申について説明がありましたが、これについて異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

それでは議題第 7 6 号 綾瀬都市計画生産緑地地区の変更については以上となります。

【事務局】

次に、議題第 7 7 号に入らせていただきますので、みどり公園課は退席いたします。

(みどり公園課退席)

【会長】

では、議題第 7 7 号について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議題第 7 7 号「相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更について」説明させていただきます。

タブレット資料の切り替えをお願いいたします。資料は、「⑧議題第 7 7 号 説明資料」になります。

資料を切り替えいただけましたでしょうか。

なお、説明の中で御案内いたしますが、計画書や図面等については、資料⑥議案書及び⑦図面集からも確認できますので適宜、資料を切り替えて御確認いただければと思います。

それでは説明に入らせていただきます。

ページを進めていただき 2 ページを御覧ください。

まず、本題に入ります前に下水道について簡単に御説明させていただきます。

下水の処理は一般に、雨水と汚水を分けて処理する分流式で行われており、住宅等で発生した汚水は、污水管を通して終末処理場に流れ、終末処理場で処理された後、

河川等に放流されます。

ページを進めていただき、3 ページを御覧ください。

次に下水道の種類です。

下水道は大きく分けて、流域下水道と公共下水道と呼ばれるものに分けられます。

流域下水道とは、2 つ以上の市町村の区域にわたる広域な下水道で、流域内の市町村から発生する下水を効率的に処理する下水道で、その維持管理は県が行います。

次に公共下水道ですが、これには単独公共下水道と流域関連公共下水道があり、単独公共下水道は主として市街地における下水道を排除、または処理し、終末処理場を有するもので、流域関連公共下水道は、流域下水道に接続する下水道であり、これらの維持管理は市が行います。

ページを進めていただき、4 ページを御覧ください。

綾瀬市の下水道についてです。

先ほど御説明した下水道の種類について、綾瀬市では市の概ね東と西とで分かれており、市の概ね東側で発生する下水は綾瀬市内にある綾瀬市浄水管理センターで処理を行っており、単独公共下水道になります。

一方、西側については、県が管理する相模川流域下水道に接続し、相模川流域下水道の左岸の終末処理場である茅ヶ崎市にある柳島水再生センターで処理を行っており、相模川流域関連公共下水道になります。

ページを進めていただき、5 ページを御覧ください。

次に、今回、変更する都市計画について、御説明いたします。

今回変更する相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道は、神奈川県を流れる一級河川である相模川の流域関連市町として、相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町及び愛川町の9市3町の下水を処理する流域下水道で相模川流域下水道と呼ばれます。

相模川流域下水道は、相模川の上流から見て左側の左岸処理区と右側の右岸処理区に分かれており、綾瀬市を含む左岸処理区は、茅ヶ崎市の柳島水再生センターにて処理を行っており、右岸処理区は、平塚市にある四之宮水再生センターにて処理を行っております。

ページを進めていただき、6ページを御覧ください。

次に相模川流域下水道の都市計画の内容について御説明いたします。

相模川流域下水道の都市計画は、神奈川県が決定する都市計画であり、昭和44年に当初決定されて以降、適宜、変更を行っており、平成29年に最終変更されています。

都市計画の決定内容は、下水道の名称、排水区域、下水道管渠、その他の施設を決定しています。

ページを進めていただき、7ページを御覧ください。

今回の都市計画変更に関する本審議会の役割についてです。先ほど御説明したとおり、相模川流域下水道の都市計画は、神奈川県が決定する都市計画であるため、最終的には神奈川県の都市計画審議会で審議され決定されます。しかし、都市計画法第21条第2項によって準用する都市計画法第18条第1項に基づき、県は、決定前に関係市町村の意見を聴くこととなっております。

そして、都市計画について市が提出する意見に関しては、綾瀬市都市計画審議会条例第3条において、本審議会の所掌事務として定められております。

そのため、本審議会では、今回の都市計画変更に関して、市が提出する意見について、御審議いただきます。

ページを進めていただき、8ページを御覧ください。

今回の都市計画変更についてのこれまでの経過について御説明いたします。

今回の都市計画変更については、令和6年4月5日から4月26日までの3週間の間、関係市町において、都市計画素案の閲覧と公述申出の受付を行いました。結果、綾瀬市及び他市町においても公述申出がありませんでした。

前回の5月14日の都市計画審議会では、この閲覧の結果まで報告させていただきました。

その後、公述申出がなかったため、予定されていた公聴会は中止となり、県の方で都市計画案の決定がされました。そして、6月4日付けで、関係市町への意見照会がされるとともに、9月3日（火）から9月17日（火）までの2週間の間、県及び関係市町において法定縦覧を行いました。

以上がこれまでの経過になります。

ページを進めていただき、9ページを御覧ください。

ここからは、今回の変更内容について御説明いたします。

相模川流域下水道については、昭和44年の都市計画決定以降、事業を進めており、都市計画決定されている施設で寒川平塚幹線という下水道管渠が位置づけられております。これは、相模川流域下水道の左岸処理区と右岸処理区を連絡する幹線で、この寒川平塚幹線の整備により、大規模地震時等の災害時や施設改修時において、左岸と右岸の相互融通機能を確保することができます。これにより、被災時のバックアップ機能やこれまでできなかった処理施設の大規模改修工事が可能になることなどが期待されます。

寒川平塚幹線は県の計画で、令和12年度までの整備完了を目指しており、今回の変更内容は、この寒川平塚幹線の事業実施に向けた検討の中で、施工効率等の向上の観点から幹線のルートを変更するものになります。

ページを進めていただき、10ページを御覧ください。

こちらが計画書になります。議案書は2ページです。

計画書においては、都市計画決定されている内容のうち、下水管渠の寒川平塚幹線を変更するとしています。

ページを進めていただき、11ページを御覧ください。

変更の理由書になります。議案書は3ページです。変更の理由について、御説明いたします。

相模川流域下水道は、本県中央を流れる相模川沿いに位置し、公共用水域の水質の保全を図るとともに、流域における生活環境の改善等を効果的に行うため、昭和44年5月に都市計画決定を行いました。その後、排水区域の拡大、幹線ルートの変更等により、計12回の都市計画変更を行い、現在、流域関連市町9市3町において事業を進めています。

本流域下水道の寒川平塚幹線は、平成28年3月に策定した「相模川流域別下水道整備総合計画」の中期的な整備方針において、連絡幹線の整備による処理場のネットワーク化を図るものとして位置付けています。

今回、寒川平塚幹線の事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、管路を接続する相模川流域下水道右岸処理場における施設配置の見直しや、既設管路との分岐部における施工時の安全性を確保するため、管路の接続位置を変更する必要性が生じたことから、起終点の位置及び幹線ルートを変更するものです。

ページを進めていただき、12ページを御覧ください。

新旧対照表になります。議案書は4ページです。

今回の変更では、寒川平塚幹線の終点の位置が、「高座郡寒川町田端」から「高座郡寒川町一之宮七丁目」に変更になります。

ページを進めていただき、13ページを御覧ください。

総括図になります。なお、総括図は相模川流域下水道全体を表示しており、図面が大きいので、13ページから16ページまでで分割しております。図面集は2ページから5ページまでです。

今回の変更箇所を示した部分は16ページの総括図④になります。図面集は5ページになります。図面中央を通る相模川をまたぐように計画されているのが寒川平塚幹線になります。

ページを進めていただき、17ページを御覧ください。

計画図になります。図面集は6ページです。

黄色い線が変更前、赤い線が変更後の幹線を示しております。

計画図のとおり、今回の変更では、寒川平塚幹線のルートの一部と起点及び終点の位置が変更されます。

このように、今回の都市計画変更については、事業実施に伴った位置の変更であり、綾瀬市の都市計画には特段の影響がないものになります。

ページを進めていただき18ページを御覧ください。

都市計画案の縦覧についてです。

都市計画法第17条の規定に基づき、都道府県又は市町村は、都市計画決定をしようとするときは、都市計画の案を2週間の間、縦覧に供し、意見書の受け付けを行うこととされています。

今回の相模川流域下水道の変更については、県及び関係市町で、案の縦覧と意見書の受付を行いました。

ページを進めていただき19ページを御覧ください。

都市計画案の縦覧の結果についてです。

相模川流域下水道の変更に係る都市計画案の縦覧は、9月3日（火）から9月17日（火）までの2週間行いました。

結果は、綾瀬市での縦覧者は0名、意見書も0件でした。

また、県から他市町の結果についても縦覧者及び意見書ともに0件との報告を受けております。

ページを進めていただき、20ページを御覧ください。

県からの意見照会についてです。

冒頭でも御説明したとおり、今回の都市計画は神奈川県が決定する都市計画であるため、都市計画法第18条により関係市町に対して県から意見照会が行われます。本市に対しましても、令和6年6月4日付けで当該都市計画変更について意見照会がされています。

これに対しまして、市としましては、今回の変更内容は、寒川平塚幹線の事業実施に向けて、施工時の安全性の確保等から起終点の位置やルートを変更するものであり、市の都市計画に特段の影響があるものではないため、意見なしと県に回答する考えです。

ページを進めていただき、21ページを御覧ください。

最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。

今後は、本日御審議いただいた結果を踏まえて、神奈川県に意見の回答を行い、その結果を踏まえて、11月頃に県の都市計画審議会で審議され、令和6年度末頃に都市計画変更の告示がされる予定です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは、御質問等ある方は、御発言をお願いします。なお、発言の際は、挙手をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、御質問等がありますでしょうか。

【太田委員】

幹線は災害時のためというお話がありましたが、ちょっと贅沢かもしれませんが、複数あった方がより災害時には助かるのではないかと思います。幹線を増やすというのは、かなり非現実的なことなのではないでしょうか。

【事務局】

例えば今災害時に、片側が使用できなくなったときに片側で賄えるようにということで御説明させていただきましたが、太田委員が言われるとおり、複数個あればより良いというのは十分、分かりますが、相当な費用がかかることと、昭和44年に都市計画決定されたときからずっとある計画で、簡単に増やすことができるものではないと考えております。

【会長】

今ネットワーク系のもというのはやはり、災害に強くしよう、信頼性を高めようと思うと、どこかが壊れたとしてもちゃんと回るようにする、冗長性を高めると言いますが、要はある意味、無駄なものをつくっておくということなんですよ。なので、やりすぎてもコストがかかり過ぎるし、合理的にやりすぎると、災害時の信頼性がなくなるので、その中間ぐらいを狙って、2本目の幹線の計画が出来たという感じなんですよ。15ページを見ていただくと、戸沢幹線ですかね、川の両岸をつなぐものがあるので、それが駄目になったとしても融通がきくということだと思います。

他の御質問いかがでしょうか。

【会長】

御質問等が無いようですので、質疑を終了し、採決いたします。

議題第77号について原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

【会長】

挙手全員です。よって、議題第77号は原案どおり可決することに決定いたします。事務局から、答申書（案）についてスクリーンに示してください。

【会長】

事務局から答申書（案）の朗読をお願いします。

【事務局】

「答申書(案)」を朗読させていただきます。

相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更について（答申）

令和6年10月3日付け綾都計第30号で諮問のありましたことについては、次のとおり答申します。

標記の都市計画の変更につきましては、審議の結果、妥当なものと認めます。

以上でございます。

【会長】

只今、事務局が朗読しました議題第77号の答申書（案）でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】

それでは、この（案）を消し、答申書とします。

次に、この答申について、事務局より説明願います。

【事務局】

ただ今、御審議いただきました答申書につきましては、会長印を押印し、事務局から本日付けで市長に提出させていただきます。以上です。

【会長】

事務局より答申について説明がありましたが、これについて異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】

それでは議題について以上となります。

次に、次第３の「報告」について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

それでは、第8回線引き見直しについて報告させていただきます。

タブレット資料の切り替えをお願いいたします。資料は、「⑨（報告）説明資料」になります。

資料を切り替えいただけましたでしょうか。

なお、線引き見直しに係る都市計画の案の内容につきましては、資料の⑩から⑮でそれぞれ確認できますので、適宜、御確認いただければと思います。

それでは説明に入らせていただきます。

ページを進めていただき２ページを御覧ください。

これまでの経緯について御説明します。

第8回線引き見直しについては、令和４年１２月に県より基本的基準が示されて以降、手続きを進めており、令和５年３月から１０月にかけて県と都市計画の案についての協議を行ってまいりました。また、市民等への説明の機会として４月に都市計画説明会を実施したほか、本審議会においては、協議等の進捗に併せて、前回審議会も含めて、適宜報告をさせていただいております。

前回審議会以降については、第8回線引き見直しの都市計画の案について神奈川県へ案の申出を行い、９月に素案の閲覧と公述申し出の受け付けを行いました。

本日は、前回報告時から県との調整により修正を行った内容と素案の閲覧の結果について報告させていただきます。

ページを進めていただき３ページを御覧ください。

前回の報告から修正した主な内容について説明いたします。

まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてです。

こちらでは、まず、主要な都市計画の決定の方針の中の市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針における市街地整備の目標について、もともと早川中央地区の土地区画整理事業を記載しておりましたが、当該事業は既に着手済みであり、今後１０年以内に整備を目標とする事業ではないため、削除しました。

ページを進めていただき４ページを御覧ください。

次に、主要な都市計画の決定の方針の自然的環境の整備又は保全に関する都市計画

の決定の方針における主要な緑地の配置の方針について、方針の題名を「総合的な緑地配置の方針」から「地域の特性に応じた配置の方針」に修正しました。これは、県全体での表記を合わせるための修正になります。

次に、都市防災に関する都市計画の決定の方針の基本方針について、もともと「大規模な地震災害や最大クラスの津波災害などへの備えとして、復興まちづくりの事前の準備を推進する」としていましたが、本市は津波による災害が想定されないため、県との調整により、「大規模な地震災害など」に修正しました。

ページを進めていただき 5 ページを御覧ください。

次に都市防災に関する都市計画の決定の方針の基本方針等における都市防災のための施策の概要について、災害に関する情報について、もともと「急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等」としておりましたが、県との調整により、洪水浸水想定区域を追加する修正を行いました。

ページを進めていただき 6 ページを御覧ください。

次に、区域区分についてです。

区域区分については、まず、藤沢市との市境である落合南一・二丁目地区について、界線の変更に伴い、増減する面積を表記していましたが、今回の変更は行政界の確定に伴う界線の是正であり、市街化調整区域が増加するわけではないため、県との調整により、面積の表示を削除しました。

ページを進めていただき 7 ページを御覧ください。

次に、大上八丁目地区について、もともと道路だった土地を払い下げたことに伴い界線根拠を地番界から現地杭界へ変更するものですが、現在の計画図において表示すべき線の位置に誤りがあったため、線の位置を修正しました。なお、図面上での表示の修正のため、面積の増減はありません。

ページを進めていただき 8 ページを御覧ください。

次に、都市再開発の方針についてです。

こちらは、計画的な再開発が必要な地区として定める一号市街地について、深谷中一丁目地区の面積に誤りがあったため、修正しました。

次に、用途地域及び準防火地域について、こちらは先ほどの区域区分の修正に伴い、同様の修正を行いました。

以上が主な修正内容になります。なお、その他、体裁の整理等の修正を行っており

ます。

ページを進めていただき 9 ページを御覧ください。

次に都市計画素案の閲覧と公述申し出の受け付けの結果について報告します。

これまで御説明させていただいた修正内容等を踏まえた最終的な素案について、令和 6 年 9 月 6 日から 27 日までの 3 週間、都市計画素案の閲覧と公聴会での公述申し出の受付を行いました。

結果は、閲覧者 0 名、公述申出は 0 件でした。なお、公述申出がありませんでしたので、10 月 23 日に予定しておりました公聴会は中止となりました。

なお、閲覧等の周知につきましては、県での記者発表や県と市の広報及びホームページのほか、県が周知用チラシを新聞折込するなどして周知を行いました。

また、都市計画の素案については、県及び市のそれぞれの決定案件について、閲覧図書の一部を県及び市それぞれのホームページにおいて公開しており、チラシ等を見た方からの問い合わせもあったため、窓口における閲覧者はいませんでした。ホームページ上で確認された方もいらっしゃるのではないかと思われます。

ページを進めていただき 10 ページを御覧ください。

最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。

今後は、県決定の都市計画及び市決定の都市計画のそれぞれで法定協議や法定縦覧といった手続きを進め、令和 7 年度の都市計画審議会にて御審議をいただき、都市計画変更の告示となる予定です。以上で報告を終わります。

【会長】

ありがとうございました。それでは、御質問等ある方は、御発言をお願いします。なお、発言の際は、挙手をいただきますようよろしくお願いします。

それでは、御質問等がありますでしょうか。

【副会長】

5 ページ目の修正後の内容で、洪水浸水想定区域を新たに文言で入れていますが、その関係で、綾瀬市ではどうなのか、また県下の市では、そのような区域が指定されていて、全市でこの文言を入れたのか教えてください。

【事務局】

綾瀬市ではハザードマップにおいて、浸水想定区域の表示をしております。今回の修正の趣旨につきましては、市内に急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域の指定箇所がございまして、元々の記載では“等”という文言で、浸水想定区域を含めて表現をしていましたが、神奈川県から、明示した方が良好だろうということで、浸水想定区域についても分かるように入れたというところになります。

また、神奈川県下全域の指定状況がどうなっているかについては、把握してございませんので、申し訳ございませんが、お答えいたしかねます。

【副会長】

市内では、洪水浸水想定区域はどのような場所に指定があるのでしょうか。

【事務局】

市内に河川がございますので、その周辺の地域などが洪水浸水想定区域に指定されております。

【会長】

急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域は場所が分かるようにひとつの線が引かれていますが、洪水浸水想定区域は色々な線が引かれていますよね。

【事務局】

浸水深さ等で色が変わるような表記がされています。

【会長】

相模川があふれたときの洪水浸水想定区域というものもあるし、河川整備計画が目指している降雨量が降ったときに、どれぐらい水があふれるかというものもあれば、想定最大規模といった今考えられる最大の雨が降ったときに、どれぐらい水があふれるか示した浸水想定区域図というものもあるんですよ。1個に決まっているわけではなく、何種類もあるんです。なのでそのような意味では、洪水浸水想定区域は、急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域とはちょっと違った異質なもので、読み取り方がかな

り難しいんですよね。

【太田委員】

急傾斜もその長さとか、そこの地盤だとか、盛土なのか切土なのかなど、そのような違いでもリスクはかなり変わってくるのではないのでしょうか。

【会長】

やれる範囲の中で、それなりの制度で評価しているというのが、適切な説明かもしれないですね。

【副会長】

洪水浸水想定区域の表現はどこの市町村も同じでしょうか。

【会長】

河川管理者が作成しているため、一律で同じだと思います。

【太田委員】

噂ですが、厚木基地をつくるときに、県央地域で地盤が固いところをずっと調べていて、現在厚木基地がある場所が選定されたと聞いたことがあるので、綾瀬市は地盤が固いんじゃないかと、願望ですがそう思っています。

【武藤委員】

日本海軍が適地を探すときに、東西の風が常に一定に吹き、飛行機がランディングするために地盤が平坦等の理由から、綾瀬市と愛川の中津川工業団地の2箇所が選定され、最終的には綾瀬市の本蓼川に決まったそうです。日本の国を守る上で、気象条件から始まって、適地として選出されたそうですね。

【奥山委員】

ハザードマップで浸水の想定がされている地域で、川沿いの危険だなど、素人目で見ても感じるところに、新たに住宅を建てようとするとき、都市計画でなにか規制を

かけるようなことはできるのでしょうか。

【事務局】

当課で開発行為や建築の指導を行っていますが、持ち主が権利を持ってるので、開発行為などを止めることは出来ませんが、この土地は浸水想定区域内だということは所管の危機管理課から要望を出すときに明記していますので、お知らせはしています。それで開発行為等をやめることは普通ありませんが、承知はしてもらうように市から情報提供しているというのが現状です。

【平本委員】

あくまでも告知義務があるので、建築業者もお知らせはします。不動産業者も告知はするでしょうから、土地や建物を買った時点で承知しているということになります。それ以上は出来ることはないですね。

【会長】

法律で、不動産取引するときに、ここは浸水想定区域内ということをお伝えしなければならぬルールになっているのですか。

【平本委員】

法律で告知をする決まりになっています。

【会長】

ハザードマップの洪水浸水想定区域図は非常に読み取りが難しいですが、県管理の河川の場合は、多分何十年に1回ぐらいの雨が降ったときにこうなるというのを示しています。一方で相模川の浸水想定区域図の場合は、もっとすごい雨を想定していて、正確にはわかりませんが100年に1回とか200年に1回の雨を想定しているんです。ですから同じハザードマップでも想定している降水量が実は違うんですよ。そのようなことも本当は理解した上で読み取らなければいけませんが、なかなかそこまでは伝わりきれていないのが現状です。

【太田委員】

遊水池と言うのでしょうか、大雨が降ったら水を逃がすような計画も立てているのでしょうか。

【会長】

河川管理する側は、そのようなことも考えて計画をつくっています。上流で水を溜めて、雨が降っても一気に水位が上がらないような仕組みだとか、いろいろな努力はしていると思います。

【会長】

先ほどの話で、告知をするというルールにはなっていて、さらに一步進めると、かなり高い確率で、この土地は、例えば1メートル50センチまで浸水することがわかっているとすると、この土地には家を建ててはいけませんと言ってしまうと財産権の侵害にもなるので、そうではなくて、家を建てるのであれば1階の床を少し上げて、水につかっても床上浸水しないように建ててくださいというルールをつくることは理屈上は可能です。その土地が持っている危険性を理解した上で、その危険性に合うような適した使い方を促していくというのは、都市計画の役割の一つです。それをどれぐらいの強さでやっていくのかというのはやはり、地域社会と一緒に議論していく必要があるかなと思います。

【太田委員】

そのようなエリアは他に比べて、例えば避難所の数を手厚くするとか、収容人数を増やすとか、そのようなこともやっているのでしょうか。

【事務局】

避難所は大雨や地震などの時に開設されるかと思いますが、その際に浸水の可能性があるところには誘導しないなどは行っています。

【会長】

太田委員がいま市民目線で言われましたが、すごく正しくて、津波だとそのような

法律の枠組みになっていて、すごく危ないところはオレンジゾーン、その下の段階のところはイエローゾーンという色分けをして、オレンジゾーンについては、避難行動要支援者といわれる高齢者や幼児が使用する施設をつくるときに、浸水深よりも高いところにつくってくださいというような規制を働かせます。一方で次の段階のイエローゾーンについては、逃げやすい環境をつくるということで、津波から避難する場所をほかのところよりも拡充していくというゾーニングになっています。津波ではそのような形になっていて、今後気候変動が進展して、頻繁に浸水するようになったときには、こういった津波の考え方が、浸水についても適用される可能性は理屈上はあるかもしれません。ただ、いまのところそこまでは顕在化していないので、特別な手当てはしていないということだと思います。

【山口委員】

議題 77 号の説明の際、昭和 44 年に当初都市計画決定がされたとのことでしたが、下水は普段直接見えないものなので想像がしにくいのですが、耐用年数はどのくらいなのでしょう。

【事務局】

専門ではないので分かる範囲でのお答えになりますが、間違いなく言えることは昔と今とでは考え方が違うということです。昔、将来のことを想定してつくっていたかという、そうではないものもあり、耐用年数など検討できていなかったことが今になって問題化していることは多くあると思います。ましてや、こんなに多く災害が起きるとは、専門家の方は考えられていたかもしれませんが、一般の方は想定していなかったはずで、大きな地震などが続いた中で、そのような将来のことを考え始めたというのが現状かなと思います。なので、これからは長い先を見据えた改修などを、莫大な費用もかかるため、計画的にやっていかなければならず、綾瀬市以外のどの市町村も同じだとは思いますが、考えなければならない時期にはなっていると思います。綾瀬市でも下水の整備は計画的に今やり始めているところです。

【平本委員】

50 年前と今とでは材料自体も全然違うので、それを今問い正してしまうとすべて

を改修しなければならないことになるのでお金がかかりますよね。ただ、今の埋設管は上水管も、下水管もカーブの質などが違うのでだんだん良くなっていますね。部分的に治すしかないのが現状です。

【会長】

インフラストラクチャーの更新時期を今まさに迎えています。下水に限らず、橋などもそうです。その更新のピークがもうやってくるんですよね。50年前くらいに一気に整備したので、今、更新の時期を迎えているのですが、下水で今行っているのは、作り変えはすごく難しいしコストも上がるので、寿命を延ばす工事を一生懸命やっています。綾瀬市は多分下水が普及したのが若干遅いと思いますが、昔から町だったところは、最初につくったものは長寿命化対象になっていて、延命化措置の工事をやっているということです。

【太田委員】

市ではそのような整備の予算はとられているのでしょうか。

【武藤委員】

土木部の所管ですが、下水道の浄水管理センターは南関東地震等を想定して、耐震工事は概ね完了しています。管渠の方は、徐々に古いものから更新ということで、多額の費用がかかります。いっぺんに出来ないので、年度毎で予算を割当てて、古いところから順次行っています。その間に、震災が起きた場合、管が閉まっていると生活できなくなるので、その事前対策をしなければならないということで今検討していますが、現実問題、課題も多く苦慮していると聞いています。

【会長】

綾瀬市のような、そこそこ人口がいて、人口減少の速度も遅いところについては、まだ更新していこうかという話にはなりますが、地方で、将来20年間で人口が半減するところだと、とても厳しいです。今から新規に投資して、作り変えるというのは元が取れないですよね。

【武藤委員】

会長のおっしゃるとおりで、人口が減ると下水道使用料が高くなり、私自身利用者でもあるので、大変難しい問題だと感じています。20年先なのか50年先なのか、どこを見据えて、どの整備をするかというのが課題で、それぞれの考えもありますので議会でも議論になってくるかと思います。

【会長】

都市計画に限らず、今後、都市をどうつくっていくか、維持していくかというところの本質的な議論ができたと思います。

他に御質問等が無いようですので、「報告 第8回線引き見直しについて」は、終了いたします。

【会長】

次に、次第4の「その他」について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

事務局から御連絡いたします。

本日、御審議いただきました議題第76号及び第77号の議案の答申書につきましては、会長印を押印した写しを後日、議事録とともに、メールにて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

最後に、私から一言、御挨拶させていただきたいと思います。皆様におかれましては、本日の審議会をもちまして、今回の委員任期が満了となります。

本市の都市計画行政をつつがなく推進することができましたのも、ひとえに、皆様方の御尽力の賜物と厚くお礼申し上げます。2年間、誠にありがとうございました。

また、引き続き委員となられる方におかれましては、今後も引き続き、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして全ての審議が委員の皆様の御協力により、無事に終了することができました。御協力、誠にありがとうございました。

以上で、第55回綾瀬市都市計画審議会を閉会といたします。